区内中小製造企業者等の人材育成を応援します!!

ものづくり人材

育成支援事業助成金

ものづくりに係る専門的知識及び技能の習得、現場管理能力又は経営力の強化に資する 取り組みに係る費用を助成します。

助成額 10万円(企業) または 20万円(団体)

助成率 助成対象経費の1/2以内

助成事業の活用例



東京都立城東職業能力開発センターの 現場訓練支援事業

技能の継承や職業能力の向上など人材育成を支援する ため、センターに登録された指導支援者を企業のニーズ に応じて紹介する事業です。

訓練例)溶接·金属塗装訓練、3次元CADの操作 など

中小企業大学校((独)中小企業基盤整備機構)の

工場管理者養成コース

生産の基本要素であるQ·C·D改善の考え方や手法を体 系的に学び、実践的な演習と個別指導を通じて、効果的 な工場の管理・運営を行うことができる工場管理者を養 成するマネジメント中心の研修です。





(一社)日本能率協会の

IoT/AI人材育成講座

10 T / AI技術を活かして、製造現場等の業務の生産性を 向上させることを目的とする講座です。組織横断で社内 の課題を分析し、課題解決のために技術導入を推進して いく人材を育成します。

ものづくり人材育成支援事業

区内ものづくり産業の競争力の強化及び地域経済の活性化を図るため、区内中小製造業企業者等が、時代のものづくり産業を担う人材の育成に資する取組を行うに当たって、その経費の一部を助成します。

助成対象者	団体 (注1)	企業(注2)
助成対象事業	ものづくりに係る専門的な知識及び技能の習得、現場管理能力又は経営力の強化に資する研修等に従業員等を参加させる事業 例)職業能力開発センター「現場訓練」「オーダーメイド講習」、中小企業大学校「工場管理者養成コース」、(一社)日本能率協会「IoT/AI人材育成講座」 など	
助成対象経費	講師謝礼、会場使用料、受講費、教材費、受験料 等 間接経費 (消費税、振込手数料、運送料、交通費、通信費、光熱費等) は対象になりません。	
助成率	助成対象経費の2分の1以内	
助成限度額	20 万円 / 団体	10 万円 / 社
適用	他に国・都等の公的機関から補助を受けている場合は、同補助相当額を控除した 額の範囲内で助成します。	
備考	 (注1)中小企業者(注3)5社以上を含む団体で、会則等を定めて会費を徴収し、定期的に会合を行い、かつ構成員の2分の1以上が製造業(注4)を主たる事業として区内に事務所、工場その他の事業所を有しているもの (注2)製造業を主たる事業として営む中小企業者で、次の要件に該当するもの。 ・区内に本社(個人事業者にあっては住所及び主たる事業所)を有し、区内で引き続き1年以上事業を営むもの。 ・前年度の法人住民税及び法人事業税を滞納していないこと。(個人事業者の場合は住民税及び個人事業税を完納し、開業届の写し、又は、直近の確定申告書の写しが必要です。) (注3)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者 (注4)統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める製造業 	
事務のながれ	申請書類のご提出前に、助成内容等についてお問い合わせください。 (1) 申請書類提出 必ず事業の実施前に下記窓口にご持参ください。 (申請書類は区ホームページからダウンロードできます。) (2) 助成金交付決定(助成金交付決定通知書を送付します。) (3) 事業の実施 (4) 助成金実績報告書提出 下記窓口にご持参ください。 (5) 助成金額の確定(助成額確定通知書を送付します。) (6) 助成金交付請求書提出 (7) 助成金の交付(ご指定の口座に振り込みます。)	
お問い合わせ先 (受付窓口)	39951-23	